

広島県告示第 858 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 22 条の規定によって、公有水面埋立ての^{しゅん}竣功を次のとおり認可した。

平成 21 年 9 月 28 日

広島県知事 藤 田 雄 山

1 ^{しゅん}竣功認可年月日

平成 21 年 9 月 17 日

2 ^{しゅん}竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

(1) 名称及び所在地

広島市中区基町 10 番 52 号

広島県

福山市東桜町 3 番 5 号

福山市

(2) 代表者の氏名

広島県知事 藤 田 雄 山

福山市長 羽 田 皓

3 埋立区域

(1) 位置

(2-1 工区)

福山市走島町字走山 1 番 1 地先公有水面

(2) 区域

(2-1 工区)

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と③の地点を結んだ線により囲まれた区域。

①の地点	加治屋島四等三角点（北緯 34 度 20 分 57 秒 629，東経 133 度 25 分 44 秒 380，標高 38.18m）から	137 度 04 分 20 秒	572.57m の地点
②の地点	①の地点から	0 度 36 分 43 秒	35.16m の地点
③の地点	②の地点から	0 度 36 分 43 秒	1.28m の地点
④の地点	③の地点から	0 度 36 分 43 秒	5.96m の地点
⑤の地点	④の地点から	270 度 42 分 05 秒	33.22m の地点
⑥の地点	⑤の地点から	270 度 23 分 53 秒	54.30m の地点
⑦の地点	⑥の地点から	270 度 35 分 16 秒	17.80m の地点
⑧の地点	⑦の地点から	270 度 35 分 16 秒	2.12m の地点
⑨の地点	⑧の地点から	180 度 26 分 21 秒	6.14m の地点
⑩の地点	⑨の地点から	180 度 26 分 51 秒	1.28m の地点
⑪の地点	⑩の地点から	135 度 02 分 10 秒	2.98m の地点
⑫の地点	⑪の地点から	180 度 26 分 36 秒	30.76m の地点

⑬の地点	⑫の地点から	180度 26分 47秒	14.24mの地点
⑭の地点	⑬の地点から	180度 26分 42秒	30.76mの地点
⑮の地点	⑭の地点から	225度 25分 55秒	3.00mの地点
⑯の地点	⑮の地点から	270度 26分 41秒	80.87mの地点
⑰の地点	⑯の地点から	270度 26分 33秒	14.24mの地点
⑱の地点	⑰の地点から	270度 26分 39秒	79.08mの地点
⑲の地点	⑱の地点から	270度 27分 18秒	1.00mの地点
⑳の地点	⑲の地点から	173度 12分 59秒	46.67mの地点
㉑の地点	⑳の地点から	90度 18分 39秒	121.88mの地点
㉒の地点	㉑の地点から	180度 26分 26秒	0.92mの地点
㉓の地点	㉒の地点から	90度 26分 07秒	154.51mの地点
㉔の地点	㉓の地点から	0度 35分 07秒	1.96mの地点
㉕の地点	㉔の地点から	89度 20分 33秒	3.05mの地点
㉖の地点	㉕の地点から	0度 35分 10秒	20.52mの地点
㉗の地点	㉖の地点から	0度 35分 05秒	16.95mの地点
㉘の地点	㉗の地点から	0度 35分 03秒	32.06mの地点
㉙の地点	㉘の地点から	0度 35分 11秒	6.45mの地点
㉚の地点	㉙の地点から	90度 16分 28秒	0.91mの地点
㉛の地点	㉚の地点から	0度 25分 34秒	13.75mの地点

(3) 面積

(2-1 工区)

22,508.24 平方メートル

4 埋立免許の告示の年月日及び番号

平成8年4月11日 広島県告示第423号

(平成8年4月1日付け指令港第1号で免許)

5 法第22条第3項の市町名

福山市